

## 第2期交野市子ども・子育て支援事業計画構成（案）

章立ての構成は第1期交野市子ども・子育て支援事業計画を継承する。また、本計画にひとり親家庭自立支援計画、子どもの貧困対策計画を位置づける。

### ■第1期交野市子ども・子育て支援事業計画

第1章 計画策定にあたって
1 計画策定の背景 2 計画の性格と位置付け 3 子ども・子育て支援新制度の概要 4 計画の期間 5 計画の策定体制
第2章 交野市の子ども・子育てを取り巻く状況
1 人口等の動向 2 ニーズ調査結果の概要
第3章 次世代育成支援行動計画（後期計画）の主な取り組み状況と課題
1 これまでの子育て支援施策の取り組み 2 特定事業の事業実績
第4章 計画の基本的な考え方
1 基本理念 2 基本目標 3 施策の体系
第5章 施策の展開
1 すべての子育て家庭を支える まちづくり 2 子どもの育ちを支える まちづくり 3 地域ぐるみの子育て・子育て支援が豊かなまちづくり
第6章 計画の目標値等
1 教育・保育提供区域の設定 2 幼児期の学校教育・保育の量の見込みと確保方策 3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策 4 幼児期の学校教育・保育の一体的な提供及び推進方策
第7章 計画の推進
資料編

### ■第2期交野市子ども・子育て支援事業計画（案）

第1章 計画策定にあたって
1 計画策定の背景 2 計画の性格と位置付け 3 子ども・子育て支援新制度の概要 4 計画の期間 5 計画の策定体制
第2章 交野市の子ども・子育てを取り巻く状況
1 人口等の動向 2 ニーズ調査結果の概要
第3章 第1期計画の主な取り組み状況と課題
1 第1期子ども・子育て支援事業計画の取り組み 2 特定事業の事業実績 3 交野市を取り巻く課題
第4章 計画の基本的な考え方
1 基本理念 2 基本目標 3 施策の体系
第5章 施策の展開
1 すべての子育て家庭を支える まちづくり 2 子どもの育ちを支える まちづくり 3 地域ぐるみの子育て・子育て支援が豊かなまちづくり ・国の第2期基本計画策定の基本指針が2019年6月に改正予定であり、この指針に基づいて作成を進める。 想定される指針の改正の主な内容は以下のとおり。 ●幼児教育・保育の質の確保 ●保護者の選択を保障する観点から、幼稚園預かり保育に関して適切な量の見込みを行うこと ●国際化の進展に伴う外国籍等の子どもたちへの支援・配慮 など
第6章 計画の目標値等
・国の動向等を踏まえ交野市としての「ニーズ量の見込みと確保方策」を検討していく。 ※国の動向等…裏面「子ども・子育てに関する主な法律、制度」参照
第7章 計画の推進
資料編

■子ども・子育て関連3法成立以降の子ども・子育てに関する主な法律、制度

平成	法律・制度等	内容
24年度	子ども・子育て関連3法	子ども・子育て支援事業計画の策定が明記。
25年度	待機児童解消加速化プラン	平成29年度末までに40万人分の保育の受け皿を確保。 (⇒平成27年に50万人分に拡大)
	子どもの貧困対策の推進に関する法律	子どもの貧困対策計画の策定が明記。 ⇒平成26年8月29日子供の貧困対策に関する大綱閣議決定
26年度	次世代育成支援対策推進法	令和7年3月末までの時限立法に延長。
27年度	子ども・子育て支援事業計画	新制度開始。市町村子ども・子育て支援事業計画、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画スタート(～平成31年度)
	保育士確保プラン	加速化プランの確実な実施に向け、平成29年度末までに7万人の保育士を確保。(⇒平成27年に9万人分に拡大)
	少子化社会対策大綱改定	子育て支援施策の一層の充実、若い年齢での結婚・出産の希望の実現、多子世帯への一層の配慮、男女の働き方改革、地域の実情に即した取組強化。
28年度	子ども・子育て支援法一部改正	待機児童解消加速化プランにより40万人⇒50万人分に上乗せされた10万人分の受け皿確保について、内訳の5万人分を企業主導型保育の設置により対応。
	ニッポン一億総活躍プラン	保育士の処遇について、新たに2%相当の改善。 平成30年度以降も保育の確保に取り組む。
	切れ目のない保育のための対策	待機児童の解消に向けて取り組む市町村を支援するため、施設整備、入園予約制、保育コンシェルジュの展開などを明確化。
	児童福祉法改正	児童虐待についての発生予防から自立支援まで一連の対策のさらなる強化に向けた、児童福祉法の理念明確化、子育て世代包括支援センター設置についての法定化など(一部平成29年4月施行)
29年度	子育て安心プラン	令和2年度末までに全国の待機児童を解消、待機児童ゼロを維持しつつ女性の就業率80%を達成。
	新しい経済政策パッケージ	「人づくり改革」において、教育・保育の無償化、待機児童の解消、高等教育の無償化などを掲げる。
30年度	子ども・子育て支援法一部改正	事業主拠出金の率の上限の引上げ、充当代象の拡大、待機児童解消等の取組の支援、広域調整の促進による待機児童の解消(都道府県がまとめ役となる)など
	放課後子ども総合プラン	令和5年度末までに放課後児童クラブの約30万人分の受け皿の拡大と一体型放課後子供教室の促進。
31年度	幼児教育・保育の無償化	10月より開始予定。認可保育サービスや幼稚園、認定こども園の利用について0～2歳の住民税非課税世帯、3～5歳の全世帯を対象に実施。
令和2年度	子ども・子育て支援事業計画	市町村子ども・子育て支援事業計画、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画(第2期)スタート(～令和6年度)